

地方財政の充実・強化を求める意見書

2013年度の地方財政計画において、地方交付税が削減され、地方自治体を取りまく財政状況は非常に厳しいものとなっている。

地方交付税は、地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければならない。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要がある。

さらに、経済・雇用対策、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要がある。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、次の事項について対策を求める。

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定するとともに、地方交付税については、法定率の引き上げにより安定的な総額確保を図ること。
- 2 経済・雇用対策、防災・減災対策、社会保障分野、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の確保を図ること。
- 3 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の前算とは別枠として確保すること。特に被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。
- 4 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
- 5 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の前算とは別枠で確保すること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月28日

徳島県議会議長 杉本直樹